

平成十九年十一月三十日受領
答弁第二五三号

内閣衆質一六八第二五三号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出前那覇防衛施設局長によるタクシーチケットの私的流用に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出前那覇防衛施設局長によるタクシーチケットの私的流用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現在、防衛省として事実関係を調査しているところであるので、現時点においてお答えすることは困難である。

二について

防衛省として、現在までの調査において、佐藤前那覇防衛施設局長が使用したタクシーチケットの控えは那覇防衛施設局（当時）に提出されていないこと、また、お尋ねの「一人の次長」、すなわち前那覇防衛施設局次長が使用したタクシーチケットの控えは同施設局に提出された後、同施設局において保存期間の満了により廃棄処分されたことを確認している。

なお、防衛省としては、佐藤前那覇防衛施設局長が使用したタクシーチケットの控えを提出しなかったことは、業務用タクシーの取扱要領（平成八年十月三十一日那覇防衛施設局総務部長決裁）に反するものであるが、前那覇防衛施設局次長が使用したタクシーチケットの控えの取扱いについては、同取扱要領に

沿ったものであると考えている。

三について

お尋ねの事実関係については、現在、防衛省として調査しているところであるので、お答えすることは困難である。

また、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるので、お答えを差し控えたい。